

子どもの貧困対策に関する事業一覧表(令和3年4月現在)

※「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策に沿って本市の実施事業を整理

重点施策※	No.	所管課	事業名等	事業概要	事業開始年度	支援する対象者	令和元年度の事業実績等	備考
①教育の支援	1	生活支援課	生活困窮者学習支援事業	学習支援や学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校等への進学・卒業を支援することで、子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止するもの	H28	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども(小学1年生～高校3年生) 予定人員 40人程度	32世帯45人(小学生17人、中学生16人、高校生12人) 施設型 4世帯4人 派遣型 28世帯47人	生活保護ケースワーカー、まいさぽ長野市の働きかけ、SSWとの連携により実施
	2	子育て支援課	子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の児童を対象に、学習支援等を行うことにより、学習習慣の形成や基本的な生活習慣を習得し、児童の生活向上を図り貧困の連鎖を防止する。 継続児童については、フォローアップ支援を行う。	H28	児童扶養手当受給世帯等の小学4年生～中学生3年生	新規申込み 94人(小学生43人、中学生51人) 継続 35人(小学生7人、中学生28人) 計129人(小学生50人、中学生79人)	
	3	教委・総務課	奨学金(長野市奨学基金)	経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、奨学資金の貸付を行う。	S43	公立若しくは私立の高等学校又は国立の高等専門学校に在学し、要件を満たす者	貸付人数 8人 貸付金額 2,412,000円	貸付額(月額) 公立 18,000円(21,000円) 私立 30,000円(40,000円) 国立 21,000円(24,000円) ※()内は特に優秀と認められる者
	4	教委・総務課	要保護児童援助	経済的な理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に援助費を支給する。	不明	生活保護世帯の小学生	支給者 15人	修学旅行費のみ支給
	5	教委・総務課	要保護生徒援助	経済的な理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に援助費を支給する。	不明	生活保護世帯の中学生	支給者 15人	
	6	教委・総務課	準要保護児童援助	経済的な理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に援助費を支給する。	不明	生活保護世帯に準ずると認定された世帯の小学生	認定 2,204人 認定率 11.64%	年3回(8,12,3月)給食費等支給
	7	教委・総務課	準要保護生徒援助	経済的な理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に援助費を支給する。	不明	生活保護世帯に準ずると認定された世帯の中学生	認定 1,205人 認定率 13.06%	
	8	教委・総務課	小学生特別支援教育就学奨励	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、経済的状況に応じて就学奨励費を支給する。	不明	特別支援学級に在籍(通級含む)している小学生	支給者 548人	年2回(12,3月)給食費等支給
	9	教委・総務課	中学生特別支援教育就学奨励	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、経済的状況に応じて就学奨励費を支給する。	不明	特別支援学級に在籍(通級含む)している中学生	支給者 221人	年2回(12,3月)給食費等支給
	10	学校教育課	スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業	不登校児童生徒や保護者にSSWを派遣し、教育相談を行い、必要に応じて助言・指導や関係機関等と連携することにより、児童生徒の学校復帰につなげる。	H24	長野市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者及び教職員	支援対象件数 70件	県からの派遣人数 令和元年度 2人 令和2年度 1人

重点施策※	No.	所管課	事業名等	事業概要	事業開始年度	支援する対象者	令和元年度の事業実績等	備考
②生活の安定に資するための支援	11	生活支援課	自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として、さまざまな課題を抱える世帯に対し、問題解決の支援を行う。	H26	長野市生活就労支援センター(愛称:まいさぼ長野市)に相談があった生活困窮世帯	延べ相談件数 7,288件	長野市社会福祉協議会への委託
	12	子育て支援課	母子・父子自立支援員配置(ワンストップ相談会)	ひとり親家庭が抱えるさまざまな悩み・課題を解決するため、専門の相談機関と連携してワンストップ相談会を開催することで、生活支援・就労支援を行いながら、ひとり親家庭の経済的自立を促進する。	H29	ひとり親世帯	8/11ワンストップ相談会相談件数12件 (内訳)弁護士7、ハローワーク2、まいさぼ2、母子1	児童扶養手当現況届提出の機会を捉え、8月の日曜開庁日に開催
	13	子育て支援課	母子生活支援施設	母子家庭の自立促進のために生活支援を行う。	S54	母子等	入所世帯数 8世帯 (支援児童数 18人)	
	14	健康課	要支援母子栄養食品支給事業	妊産婦及び乳児に必要な粉ミルク等を給付する。	H15	生活保護世帯、所得税非課税世帯及び市民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児(乳児については体重制限あり)	(母子栄養食品支給事業) 妊産婦 1人 牛乳 244日分 乳児 1人 粉乳 214日分 (要支援母子栄養食品支給事業) 妊産婦 1人 粉乳 213日分 乳児 2人 粉乳 426日分	母子栄養強化事業は、平成30年度受付分で終了し令和元年度に事業終了
	15	学校教育課	スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業(再掲)	不登校児童生徒や保護者にSSWを派遣し、教育相談を行い、必要に応じて助言・指導や関係機関等と連携することにより、児童生徒の学校復帰につなげる。	H24	長野市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者及び教職員	支援対象件数 70件	県からの派遣人数 令和元年度 2人 令和2年度 1人
	16	生活環境課	フードドライブ	共催	H28	食料の確保が困難な団体(福祉施設等含む)や個人	フードドライブ等での受領実績(全体:子ども食堂含む) 590個人・企業等、10,631個、1,766kg (子ども用品含む)	共催の他に、市職員からの支援策としてオフィスフードドライブを不定期に開催を予定(併せて子ども用品等についても提供)
	17	生活環境課	子ども食堂への支援	公共施設において、子ども食堂の会場として使用する場合に、長野市が共催・後援する中で、使用できるように協力する。	H28	子ども食堂の利用者及び保護者	フードドライブ等での受領実績(子ども食堂のみ) 533個人・企業等、9,415個、1,669kg (子ども用品含む)	共催の他に、市職員からの支援策としてオフィスフードドライブを不定期に開催を予定(併せて子ども用品等についても提供)
	18	こども政策課	子ども食堂への支援	子ども食堂の実施などチラシを、市の窓口や放課後子ども総合プラン実施場所(児童館等)に配布、設置し、子ども食堂の運営を支援する。	H28	子ども食堂の利用者及び保護者	実施に係る名義後援 2件 こども政策課窓口及び児童館等へのチラシ設置	市民から食材の提供希望がある場合に子ども食堂を紹介
	19	子育て支援課	こども相談室	子どもについての様々な相談を受け付ける総合窓口として、0歳から18歳までの子どもに関する子育てや発達に関する相談に応じる。	H26	0歳から18歳までの子ども及び保護者	相談件数 494件	
	20	住宅課	市営住宅入居者募集の優先区分	子育て世帯	S51	中学校卒業前の子どもがいる世帯に対して優先入居申込資格を与える	1戸募集(年6回募集)	

重点施策※	No.	所管課	事業名等	事業概要	事業開始年度	支援する対象者	令和元年度の事業実績等	備考
③ 保護者に対するための職業生活の安定と向上に資する	21	生活支援課 子育て支援課	生活保護受給者等就労自立促進事業	長野市が行う福祉サービスとハローワーク長野が行う就職支援サービスを一体的に実施するハローワーク長野の常設窓口「福祉・就労支援コーナー(愛称:ジョブ縁ながの)」を長野市役所内に開設	H28	生活保護受給(申請)者、生活困窮者、児童扶養手当受給者等	相談件数 1,110件 就職者数 138人	コーナー開設日:H28.1.27
	22	子育て支援課	自立支援教育訓練給付金	教育訓練の受講をする場合の受講料について支援を行う。	H15	ひとり親家庭の親(所得制限あり)	受講料の60%を支給 7人	平成28年度から60%支給
	23	子育て支援課	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親の免許又は資格取得に対する支援を行う。	H15	ひとり親家庭の親(所得制限あり)	40人(延べ273人)	市県民税課税世帯:70,500円 市県民税非課税世帯:100,000円
	24	子育て支援課	ひとり親家庭高卒程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験の受講料について支援を行う。	H28	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親等(所得制限あり)	なし	
	25	商工労働課	トライアル雇用者常用雇用促進奨励金	職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、国のトライアル雇用奨励金等により試行的に雇用した者を引き続き雇用する事業者に対し、奨励金を交付する。	H15	市内に事業所を有する事業者で、国のトライアル雇用奨励金等により試行的に雇用した市内在住の求職者を、引き続き常用雇用者として12か月以上雇用した事業者	求職者1人につき6万円を交付 (60,000円×9件)	
④ 経済的支援	26	生活支援課	生活保護(教育扶助)	生活保護基準額のほか、学習支援費、教材代、学校給食費等を支給する。		生活保護受給世帯	1か月1人あたりの基準額+特別基準+学習支援費は小学生4,783円、中学生10,853円	
	27	子育て支援課	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の18歳到達の年度末までの児童を対象とし、その児童の監護し、かつこれと生計を同じくしている母、父又は養育者に支給する。	S37	ひとり親家庭の親など	受給者数 2,328人 支給額(()は一部支給停止者) 第一子 月額42,910円(42,900円~10,120円) 第二子 月額10,140円(10,130円~5,070円) 第三子 月額6,080円(6,070円~3,040円)	
	28	子育て支援課	児童扶養手当現況届の受付時間の延長	8月の平日の児童扶養手当現況届の窓口受付時間の延長(午後7時まで)を6日行うことで、日中、仕事を休みにくい、ひとり親の利便性を図る。	H30	ひとり親家庭の親など	利用者 122人	
	29	子育て支援課	ひとり親家庭児童高等学校通学費援助金支給	高等学校等に通学する児童の通学費の支援を行う。	H5	ひとり親家庭の親など(所得制限あり)	受給者数 154人	自宅から高等学校まで2km以上1か月の定期券額の2分の1の額を給付

重点施策※	No.	所管課	事業名等	事業概要	事業開始年度	支援する対象者	令和元年度の事業実績等	備考
④ 経済的支援	30	子育て支援課	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭が経済的に自立するための資金の貸付を行う。	H11	ひとり親家庭の親及び児童、寡婦	貸付金 11,825千円(19件)	
	31	福祉政策課	福祉医療制度	子ども、障害者(児)及びひとり親家庭を対象に、健康の保持と生活の安定のため、福祉医療費給付金を支給し、医療費の助成を行う。	S47	子ども 0歳～中学生	資格者数 45,933人 支給額 761,867千円	資格者数は各年度3月31日時点
	31	福祉政策課	福祉医療制度	子ども、障害者(児)及びひとり親家庭を対象に、健康の保持と生活の安定のため、福祉医療費給付金を支給し、医療費の助成を行う。	S46	障害児(20歳未満) ・身体障害者手帳1～4級、5級(所得税非課税世帯) ・療育手帳A1、A2、B1、B2(所得税非課税世帯) ・特別児童扶養手当1、2級 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級(特別障害者手当準拠)通院費のみ	資格者数 314人 支給額 15,071千円	資格者数は各年度3月31日時点
	31	福祉政策課	福祉医療制度	子ども、障害者(児)及びひとり親家庭を対象に、健康の保持と生活の安定のため、福祉医療費給付金を支給し、医療費の助成を行う。	S49	ひとり親家庭 ・母子又は父子家庭で18歳未満の児童及びその児童を養育している親、父母のない18歳未満の児童(高等学校在学中は20歳まで)	資格者数 7,946人 支給額 148,246千円	資格者数は各年度3月31日時点
	32	福祉政策課	福祉医療費資金貸付制度	子ども、障害者(児)及びひとり親家庭の福祉医療の受給者のうち、特に医療費の支払が困難な者を対象に、福祉医療費の貸付を行う。	H15	市民税非課税世帯 ・子ども 0歳～中学生 ・障害児(20歳未満) ・ひとり親家庭	子ども 貸付人数 0人 貸付額 0円	
	33	保育・幼稚園課	教育・保育施設の実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設へ保護者が支払う費用(副食材料費、教材費等)を助成する。	H27	低所得世帯・多子世帯等の保護者	支給人数 223人 支給額 3,420千円	
	34	こども政策課	放課後子ども総合プラン事業(利用料の減免)	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の放課後等に、安全・安心な居場所を提供することで、仕事と子育ての両立を支援する。	H24	放課後子ども総合プラン事業を利用する児童の保護者(小学生)	延べ利用登録 92,259人 うち、約28%が減免対象	(減免の対象) 生活保護・児童扶養手当受給世帯、就学援助認定世帯、非課税世帯、多子世帯等